

全難聴発 14-152 号
全要研発 14-ヨ-147 号
平成 26 年 9 月 17 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 様
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
理事長 小林 利治 様

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
理事長 新谷 友良
特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会
理事長 三宅 初穂

「障害者雇用納付金に基づく助成金」制度への要望書

日ごろより聴覚障害者の労働・雇用問題に、格別のご理解とご支援をいただき厚く御礼申し上げます。

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会は、中途失聴・難聴者の地域協会 60 を傘下に持つ連合会です。また、特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会は、障害当事者と連携しながら、要約筆記、字幕等の文字情報により聴覚障害者の社会参加支援をしている団体です。

両団体は、昨年 9 月高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、機構）による「障害者雇用納付金に基づく助成金」制度に要約筆記者への委嘱助成を加えて頂くよう要望書を提出しましたが、その後助成金制度に要約筆記者への委嘱が加わったご連絡を頂いておりません。

手話を日常的なコミュニケーション手段としない中途失聴・難聴者にとって、労働・雇用分野での要約筆記の利用は欠くべからざるコミュニケーション手段です。現在、障害者雇用促進法の改正を受けて、労働・雇用分野の差別解消・合理的配慮の提供について対応指針作成の作業を進められていると伺っておりますが、2 年後の改正障害者雇用促進法施行を待つことなく、早急な「障害者雇用納付金に基づく助成金」制度に要約筆記者への委嘱助成を実現いただきたく、再度文書をもって要望いたします。